

建設局職員表彰審査会設置要綱

制定 平成 23 年 4 月 1 日

改定 令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 建設局職員表彰実施要綱第 5 条第 2 項に基づき、表彰事由及び表彰者の選考について審議するため、建設局職員表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 審査会は委員長及び委員で構成する。
2 委員長は建設局長とする。
3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(事務局)

第 3 条 審査会の事務を処理するために総務部職員課に事務局を置く。
2 事務局は審査会の議事を記録し、これを保存する。

(運営)

第 4 条 審査会は、必要に応じて委員長が招集し、これを開催する。
2 審査会は、委員の半数以上の出席によって成立する。
3 委員長が必要と認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める

附 則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
この要綱は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
この要綱は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
この要綱は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
この要綱は平成 29 年 10 月 31 日より施行する。
この要綱は令和元年 5 月 27 日より施行する。
この要綱は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は令和3年4月1日より施行する。

この要綱は令和4年4月1日より施行する。

この要綱は令和6年4月1日より施行する。

別表（第2条関係）

役職	補職
委員長	局長
委員	臨海地域事業推進本部長
委員	理事
委員	総務部長
委員	管財担当部長
委員	企画部長
委員	都心活性化担当部長
委員	工務担当部長
委員	道路公園・下水道設備担当部長
委員	道路河川部長
委員	街路担当部長
委員	下水道部長
委員	下水道資源循環担当部長
委員	公園緑化部長
委員	公園企画運営担当部長
委員	公園活性化担当部長
委員	東部方面管理事務所長
委員	西部方面管理事務所長
委員	南部方面管理事務所長
委員	北部方面管理事務所長
委員	臨海地域事業調整担当部長
委員	臨海地域連絡調整担当部長
委員	淀川左岸線2期建設事務所長
委員	臨港方面管理事務所長